

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										(農林水産省)	
事業名	漁業復興担い手確保支援対策				担当部局庁		水産庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定) 年度	平成23年度～平成27年度				担当課室		漁政部企画課		企画課長 橋本 次郎		
会計区分	一般会計				施策名		⑩漁業経営の安定				
根拠法令	—				関係する計画、通知等		東日本大震災からの復興の基本方針(東日本大震災復興対策本部) 水産振興マスタープラン(水産庁)				
事業の目的	壊滅的な被害を受けた沿岸部の被災地では、漁業者の約3割が「廃業予定」とのアンケート結果があり、漁業就業者が大幅に減少する可能性が示唆されている。また、特に、漁業の再開に影響が出ている若青年漁業者(45才未満)は約3千人程度と推計され、漁船や漁労施設等の復旧に長期間を要する状況においては、他産業への人材の流出や廃業希望者の更なる増加が懸念されている。こうした状況を踏まえ、漁家子弟の就業支援や雇用機会を通じた若年漁業者等の技術習得等を支援する。										
事業概要	漁労技術の円滑な継承や次世代の担い手の定着・確保を推進する観点から、より確実に定着が見込まれる漁家子弟の就業支援や若手漁業者が被災を免れた又は新たに導入された漁船や施設等を有する他の経営体における技術習得支援を行うことにより、漁業再開までの間漁業に携わっていく雇用機会の確保を推進し、5年・10年先の将来を見据えた中核的な漁業の担い手の確保・育成を行う。[補助率:定額]										
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他										
23年度予算額 (単位: 百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計		
	—		—		—		1,136		1,136		
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込	
				27年度							
	被災地の45才未満の若青年漁業者数(20年度4,090人)の維持		人	4,090			新規就業者数(うち漁家子弟) 若年漁業者等の技術習得支援数 若年漁業者等の資格習得支援数		人	90 773 280	
単位当たりコスト	994千円(1,136百万円／1,143人)				算出根拠		要求額 対象者数 1,136百万円÷1,143人				
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						「基本方針」5(2)②雇用対策については、全員参加型、世代継承型の雇用復興を通じた所得機会の確保等の支援、雇用機会の被災地域での確保等が示されており、本事業は若者の漁業現場での実地による研修を通じた技術習得支援を展開するとともに、高齢のベテラン漁師を指導者として想定しているところ。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						漁業の再開に影響が出ている若青年漁業者(45才未満)は約3千人程度と推計されている。漁船や漁労施設等の復旧に長期間を要する状況の中、他産業への人材の流出や廃業希望者の更なる増加が懸念されており、本事業の優先度は高い。また、全日本海員組合より、漁船の被災に伴う離職または待機を余儀なくされている漁船員の救済策を講じることとの要望もあり、ニーズは高い。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						本事業では、被災地における漁業関係の雇用機会を確保し、その中で新たな漁法や漁労技術・販売ノウハウ等の技術習得を行うこととしており、雇用の確保と漁業者のスキルの汎用化、高度化が同時に図られる点で効率的である。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						被災地の多くは水産業が基幹産業であり、漁業の担い手を確保することは、加工・流通も含めた水産関連復興事業だけでなく、地域全体の復興対策の費用対効果にも影響する。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						水産基本法において、「国は新たに漁業に就業する者に対する漁業の技術及び経営方法の習得の促進その必要な施策を講ずる」とされており、新規就業者の確保・育成を地方自治体や漁業団体とも連携して国として取り組む必要がある。また、事業の実施は公募により、実施の方法や事業実施主体の適格性など一定の基準を満たす民間団体が担うこととしている。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						現在、被災地で漁業の再開が困難な漁業者は「漁場復旧対策支援事業」によるガレキの回収処理等の取組により、収入を確保しているところ。ガレキ処理が進んでいく一方で、漁業の再開までは長期間を要することから、漁業技術の維持・向上を行う場を確保する等により地域経済に必要な漁業の担い手を育成確保することが重要であり、本事業で対応することが必要。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						本事業の研修生を受け入れる側の漁業者は、被災を免れたあるいは新たに導入された漁船や施設を有する者であり、迅速な着手・執行が可能である。また、事業執行を行う者は、公募により、実施の方法や事業実施主体の適格性など一定の基準を満たす者が担うこととしており、透明性が確保されている。					